

令和4年(2022年)5月27日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 露崎史朗



(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業計画段階環境配慮書について(答申)

令和4年(2022年)3月3日付け環境第2431号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、天塩郡天塩町及び遠別町並びに苫前郡初山別村の約40,877haを事業実施想定区域として5発電所程度からなり、全高最大約200m、ローター直径最大約160mに及ぶ風力発電機を最大80基程度の風力発電機による最大総出力350,000kW程度の風力発電所群を設置する計画である。

事業実施想定区域は南北70km、東西10km程度の非常に広範囲に及んでいる。同区域は利尻礼文サロベツ国立公園に隣接しており、周辺にはラムサール条約湿地であるサロベツ原野が存在している。同区域及びその周辺には自然度の高い植生や特定植物群落、保安林、鳥獣保護区などといった重要な自然環境のまとまりの場が数多く存在しており、区域及びその周辺ではチュウヒやオジロワシなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域には急傾斜地崩壊危険区域や崩壊土砂流出危険地区などが多数存在している。さらに、同区域及びその周辺には多数の住居や学校等が存在しているほか、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

## 1 総括的事項

(1) 本事業は複数の発電所を一つの事業として扱い、広大な区域を事業実施想定区域として設定しており、環境に配慮すべき区域などを多く含んでいるが、影響の回避・低減の余地などの事業計画に係る考え方についての具体的な説明が不足しているほか、発電所ごとの位置や規模などの基本的な諸元が示されていないことや図書に多数の誤記や誤植があることなどから、事業の正しい理解に支障が生じている。図書を正確で分かりやすく作成することや、発電所間の関係性等といった本事業の特性などについての分かりやすい説明に努め、環境影響評価手続を進めること。

(2) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、発電所ごとに想定する区域を適切に設定し、それぞれの区域に応じた状況について改めて整理するとともに各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、各発電所における影響についてのみならず、事業全体に生じる影響についても科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、重大な環境影響が懸念される地域を事業実施想定区域から除外するなど、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (3) 本配慮書では、風況、道路整備状況、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所、周辺の風力発電事業を確認し、事業実施想定区域を設定したとしているが、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっている。また、事業実施想定区域には急傾斜地崩壊危険区域や崩壊土砂流出危険地区などが存在していることから、土砂流出等の防止にも配慮し方法書ではそれらの検討過程について分かりやすく記載すること。
- (4) 事業実施想定区域やその周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あり、これらの事業との累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- (5) 遠別町では、「遠別町風力発電施設に関するガイドライン」を定めており、これを踏まえ、遠別町と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。
- (6) 本配慮書では非常に広大な区域を設定していることから、影響を受ける可能性のある対象が広域にわたり多数存在しているほか、各発電所がどの範囲で設置されるのかなどの具体的な計画に関する内容が示されていない。そのため、今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係市町村、関係機関、住民等への積極的な情報提供や具体的かつ丁寧な説明に努めること。
- (7) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には住居や学校等が多数存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住居等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

### (2) 動物

ア 事業実施想定区域は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」において、チュウヒやオジロワシなどの分布情報により注意喚起レベルA3のメッシュを含んでいるほか、周辺は注意喚起レベルA1のメッシュを含んでおり、特に重点的な調査が必要とされている。また、同区域及びその周辺では文献や専門家ヒアリング等によりガン・カモ類や猛禽類の渡りの経路、希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら希少な動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 動物相については、区域全体を網羅するよう哺乳類（コウモリ類を含む）や鳥類だけでなく昆蟲類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

### (3) 植物及び生態系

- ア 事業実施想定区域には、天塩町干拓～更岸海岸林などの特定植物群落のほか、植生自然度の高いブナクラス域自然植生、コケモモートウヒクラス域自然植生や保安林などの重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 植物相については、区域全体を網羅するよう専門家等からの助言を得ながら的確に把握とともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- ウ 生態系については、本事業は複数の発電所を設置することから、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、各発電所周辺の生態系を特徴づける適切な種をそれぞれ選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

### (4) 景観

- ア 本配慮書では、主要な眺望点については関係自治体ホームページや観光パンフレット等に掲載の情報に基づき選定しているが、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、関係機関等へのヒアリングなどにより他に追加すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 事業実施想定区域は、サロベツ湿原などの優れた景観を有する利尻礼文サロベツ国立公園に隣接しており、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、風力発電機の設置対象区域には、景観資源である「金浦原生花園」や「豊岬段丘」などが含まれており、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性があるほか、主要な眺望点である「天塩河口大橋」、「樹遠大橋」、「国道 232 号」など場所によっては風車の垂直見込角が大きくなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

### (5) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域には、「天塩川」や「富士見ヶ丘公園」など多くの地点が含まれるため、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する重大な影響が懸念される。このため、これらの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避または十分に低減すること。